首都高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

首都高速道路株式会社が平成28年３月31日に公告しました「首都高速道路の料金の額及び徴収期間」の一部を令和７年５月26日から下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき公告します。

令和７年５月23日

首都高速道路株式会社
代表取締役社長　寺山　　徹

記

1　記〔8〕中「令和６年４月20日」を「令和７年５月26日」に改める。

2　別添２中

「都道首都高速１号線　鈴ヶ森」を「都道首都高速１号線　鈴　ヶ　森（ＥＴＣ）」に改め、

「都道首都高速３号線　高樹町」を「都道首都高速３号線　高　樹　町（ＥＴＣ）」に改め、

「都道首都高速９号線　福　住」を「都道首都高速９号線　福　　住（ＥＴＣ）」に改め、

「神奈川県道高速湾岸線、都道高速湾岸線及び千葉県道高速湾岸線　臨海副都心」を

「神奈川県道高速湾岸線、都道高速湾岸線及び千葉県道高速湾岸線　臨海副都心（ＥＴＣ）」に改め、

「神奈川県道高速湾岸線　三溪園」を「神奈川県道高速湾岸線　三　溪　園（ＥＴＣ）」に改める。

3　別添３中

「三溪園（入口に限る。）」を

「三溪園（ＥＴＣ）（入口に限る。）」に改める。